教育委員会告示第6号

筑西市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱を次のように定める。

令和4年5月2日

筑西市教育委員会

筑西市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭学習をするためのインターネット接続環境が整備されていない児童生徒の学習支援を図るため、当該児童生徒に対してモバイルルーター及び附属品(以下「通信機器」という。)を貸与することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与対象者)

第2条 この要綱により通信機器の貸与を受けることができる者は、筑西市立小学校又は中学校に 在学し、かつ、インターネット回線を利用した家庭学習を可能とする環境が整備されていない児 童生徒(以下「対象児童等」という。)の保護者とする。

(貸与物品)

第3条 この要綱により貸与する通信機器は、筑西市教育委員会(以下「教育委員会」という。) が管理する通信機器とする。

(貸与台数)

第4条 通信機器の貸与台数は、対象児童等が属する世帯につき1台とする。

(貸与の申請)

第5条 通信機器の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、家庭学習のための通信機器貸与申請書(様式第1号)を教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第6条 教育長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、貸与の可否を決定の うえ、家庭学習のための通信機器貸与決定・却下通知書(様式第2号)により、申請者に通知す るものとする。

(貸与期間等)

- 第7条 通信機器の貸与期間は、前条の決定を受けた日から、当該決定を受けた日の属する年度の 末日までとする。
- 2 通信機器の貸与の決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、貸与期間の翌年度において 引き続き通信機器を利用しようとするときは、教育委員会が指定する期日までに、第5条の申請 を再度行わなければならない。

(費用等)

- 第8条 通信機器の貸与は、無償とする。
- 2 通信機器の利用に当たって必要となる通信契約は、借受人の責任において行うものとし、契約 料、通信料その他通信機器の利用に要する費用は、当該借受人の負担とする。

(順守事項)

- 第9条 借受人及び通信機器を利用する対象児童等(以下「利用児童等」という。)は、貸与を受けた通信機器の利用に当たっては、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - (1) 通信機器を善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
 - (2) 通信機器を利用児童等の学習目的以外に利用しないこと。
 - (3) 通信機器を譲渡し、転貸し、又は担保に供しないこと。

(貸与決定の取消し)

- 第10条 教育長は、借受人又は利用児童等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、貸 与の決定を取り消し、通信機器を返却させるものとする。
 - (1) 貸与対象者でなくなったとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により貸与の決定を受けたとき。
 - (3) この要綱又はこの要綱に基づく教育長の指示に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか通信機器の貸与を不適当と認める事実があったとき。
- 2 教育長は、前項第2号又は第3号の理由により貸与の決定を取り消したときは、以後の貸与に 係る申請を却下するものとする。

(破損又は紛失)

- 第11条 借受人は、通信機器を破損し、又は紛失したときは、速やかに学校長を経由してその旨 を教育長に報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、通信機器の弁償又は修理に係る費用は、借受人が負担しなければならない。ただし、教育長がやむを得ない事情があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(返却)

- 第12条 借受人は、第7条第1項に規定する貸与期間が満了したとき又は第10条第1項の規定による貸与の決定の取消しを受けたときは、速やかに貸与を受けた通信機器を学校長に返却しなければならない。
- 2 学校長は、通信機器の返却を受けたときは、その状態を確認し、教育長に送付するものとする。 (補則)
- 第13条 この要綱に定めるもののほか通信機器の貸与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

家庭学習のための通信機器貸与申請書					
		年	月	月	
筑西市教育委員会教育長 様					
	(申請者) 住 所 氏 名 (対象者との続柄)	
現在、家庭にインターネット接続環境が整備されていないため、通信機器の貸与を受けたいので、筑西市家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。 なお、貸与を受けるに当たり、下記の事項を順守します。					
フリガナ					
対象児童名					
学校名等	学校 年 組				
順守事項	□ 通信機器は、教育委員会から貸与されたタブレッ 続はせず、児童生徒の学習目的以外には使用しません		末以外	-の接	
	□ 貸与期間が満了したとき又は貸与の取消しを受け かに通信機器(附属品を含む。)を返却します。	けたとも	きは、	速や	
	□ 通信機器を破損し、又は紛失したときは、その弁 る費用を負担します。	常人	ま修理	!に係	
	□ 上記のほか、筑西市家庭学習のための通信機器貸 の規定を順守します。	[与事]	業実施	更綱	
備 考					

第 号

年 月 日

家庭学習のための通信機器貸与決定・却下通知書

(申請者)

様

筑西市教育委員会教育長 印

年 月 日付けで申請のあった機器の貸与について、 決定 ・ 却下 とすることと決定したので、家庭学習のための通信機器貸与事業実施要綱第6条の規定により、次のとおり通知します。

貸与の可否	決定・却下
却下の理由	
貸与期間	
貸与方法	
備 考	